福岡県ペット飼育支援アドバイザー派遣事業実施要領

１　目的

　この要領は、ペットを飼育する者に対して、適正飼養に係る啓発や適切な助言を県と連携して実施することにより適切なペット飼育の支援を行う「福岡県ペット飼育支援アドバイザー」（以下「アドバイザー」という。）の登録及び派遣等に係る手順等を定めることにより、ペットの多頭飼育等の問題を未然に防ぎ、もって地域住民の生活環境の保護並びに犬及び猫の引取数の減少を図ることを目的とする。

２　登録機関及び登録者

　　アドバイザーの登録機関は、福岡県保健医療介護部生活衛生課（以下「生活衛生課」という。）とし、登録は、福岡県保健医療介護部生活衛生課長（以下「生活衛生課長」という。）が行う。

３　登録要件

アドバイザーに登録する者は、以下の全てを満たす者として生活衛生課長が認めた者とする。

（１）生活衛生課が実施する講習会を受講した者

（２）５ アドバイザーの業務を励行できる者

（３）８ アドバイザーの遵守事項を遵守できる者

（４）本事業の円滑な遂行に支障をきたすことがないと判断された者

４　登録手続き

（１）３　登録要件を満たす者で、アドバイザー登録を希望する者は、「福岡県ペット飼育支援アドバイザー登録申請書（以下「登録申請書」という。）（様式第１号）」に必要事項を記載し、生活衛生課長あて申請する。

（２）生活衛生課長は、申請された登録申請書の記載事項を審査し、登録要件を満たす者について「福岡県ペット飼育支援アドバイザー登録名簿（以下「登録名簿」という。）（様式第２号）」に登録するとともに、保健福祉（環境）事務所に提供する。

（３）生活衛生課は、登録したアドバイザーに対し、その旨通知する。

（４）生活衛生課は年度末にアドバイザーに対し登録継続の意向確認を行い、登録翌年度末まで登録期間の更新を行う。登録

５　アドバイザーの業務内容

アドバイザーは、保健福祉（環境）事務所長の依頼に応じ、次の業務を行う。

（１）適正飼養に係る啓発

（２）多頭飼育に関する問題を未然に防ぐための助言及び情報提供等

（３）その他、保健福祉（環境）事務所長が特に必要と認めた事項

　【参考：多頭飼育に関する問題例】

　　・高齢の飼主の認知症が悪化し、ペットの適切な飼養管理ができていない。

　　・経済的に困窮しており、ペットの不妊去勢手術費用や動物引取の手数料を支払うことができない。

　　・保健医療や社会福祉サービスを拒否した結果、持病が悪化し、ペットの適切な飼養管理ができなくなった。

６　アドバイザーの派遣決定及び派遣回数

（１）保健福祉（環境）事務所長は、アドバイザー派遣が必要と判断した場合、登録されているアドバイザーの中から適当な者を選定し、様式第３号にて派遣を依頼する。

（２）保健福祉（環境）事務所長は、アドバイザーの派遣が決定した場合、様式第４号にて生活衛生課長あて報告する。

（３）生活衛生課長は、派遣が決定したアドバイザーに対し、「福岡県ペット飼育支援アドバイザー登録証（様式第５号）」（以下「登録証」という。）を交付する。

（４）１事例あたりの派遣回数は原則３回を上限とする。

７　保健福祉（環境）事務所長の実施事項

　　保健福祉（環境）事務所長は、次に掲げる事項を実施すること。

　（１）アドバイザーの派遣にあたり、初回の派遣日程及びその他必要な事項をアドバイザーと打ち合わせること。

　（２）アドバイザーが効果的に業務を行うことが出来るよう配慮すること。

８　アドバイザーの遵守事項

　　アドバイザーは、次に掲げる事項について遵守しなければならない。

　（１）派遣先のペットの飼育状況の現状と課題を分析し、各自に適した助言を行うこと。

　（２）必要に応じて、当該派遣先を再度訪問し、助言した内容の履行状況等を確認すること。

（３）派遣業務に当たっては、当該派遣先のペット飼育者及びその関係者等が理解しやすい言葉を使用する等、丁寧な対応に努めること。

　（４）当該派遣先のペット飼育者及びその関係者に関する情報を外部に漏えいしないこと。

　（５）派遣依頼を受けずに、アドバイザーとして活動しないこと。

　（６）派遣業務に従事する際は、登録証を常に携帯し、派遣先のペット飼育者及びその関係者等から求めがあった場合は、これを提示すること。

９　実地調査

　（１）保健福祉（環境）事務所長は、自らが派遣したアドバイザーに対し、業務が適切に行われているか調査することができる。

（２）アドバイザーは、保健福祉（環境）事務所長から派遣業務に関する報告の求めがあった場合は、速やかに対応しなければならない。

１０　業務報告書の提出

（１）派遣されたアドバイザーは、業務が完了したときは、業務報告書（様式第６号及び別紙）を作成し、業務完了の１０日後までに保健福祉（環境）事務所長に提出しなければならない。

（２）保健福祉（環境）事務所長は、受理した業務報告書の写しを、受理後１０日後までに生活衛生課長へ提出しなければならない。

１１　派遣費用の支払い

　　生活衛生課は、前項の報告を受けた後、アドバイザーに対し、派遣に要した報償費及び旅費を遅延なく支払うものとする。

１２　登録事項の変更及び登録辞退の手続き

（１）登録された者は、登録申請書に記載した事項に変更が生じた場合、生活衛生課に変更の内容を報告する。登録の辞退を希望する場合、「福岡県ペット飼育支援アドバイザー登録辞退届（様式第７号）」に必要事項を記入のうえ、生活衛生課長あて提出する。

（２）生活衛生課長は、前項の規定による提出があったときは速やかに登録名簿の変更を行い、変更後の登録名簿を保健福祉（環境）事務所長に提供する。

１３　登録の取消し

（１）保健福祉（環境）事務所長は、３ 登録要件に抵触する事実が確認された場合、「福岡県ペット飼育支援アドバイザー情報提供書（様式第８号）」を生活衛生課長あて提出する。

（２）生活衛生課長は、保健福祉（環境）事務所長からの情報提供を受け、アドバイザーに不適格と認めた場合、アドバイザーの登録を取り消すことができる。その場合、生活衛生課長は、「福岡県ペット飼育支援アドバイザー取消通知書（様式第９号）」により相手に通知するとともに、変更後の登録名簿を保健福祉（環境）事務所長に提供する。

１４　その他

この要領に定めるもののほか、アドバイザーの登録及び派遣業務に関し必要な事項は別に定める。

附　則

この要領は、令和２年９月２３日から施行する。

附　則

この要領は、令和５年３月２８日から施行し、現に福岡県ペット飼育高齢者支援アドバイザーであって、登録の継続を希望する者については、引き続きアドバイザーとして登録するものとする。